

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更

平成25年11月20日

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏



次のとおり広域連合の規約が変更されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の4第3項の規定により、公表する。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。
別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による北海道知事への届出をした日から施行する。
- 2 改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。